

FAO / WHO 合同食品規格計画

第 37 回食品添加物・汚染物質部会

日時 : 2004 年 4 月 25 日 (月) ～4 月 29 日 (金)

場所 : ハーグ (オランダ)

議題

1.	議題の採択
2.	記録者の指名
3. (a)	コーデックス総会及びその他の部会からの付託事項
(b)	FAO/WHO からの関心事項
4.	第 63 回及び第 64 回 FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議(JECFA)
(a)	概要報告
(b)	ADI 及びその他の毒性学上の勧告の変更による作業
食 品 添 加 物	
5.	コーデックス規格における食品添加物及び加工助剤の最大基準値の承認・改正
6.	コーデックス食品添加物一般基準(GSFA)の検討
	GSFA に関する情報と討議のための作業文書
(a)	GSFA 前文
(i)	GSFA の作業原則に関する作業部会の進捗状況報告
(ii)	GSFA の作業原則に関する作業部会の報告
(b)	GSFA に関する特別作業部会の報告
(c)	GSFA における食品添加物使用基準の検討
	食品添加物の使用に関する規定原案
	電子作業部会の報告
7.	食品添加物の国際番号システム (INS)
	INS への追加及び改訂案
	INS に関する作業部会の報告
8.	コーデックス及び JECFA で用いられる用語の統一
	コーデックス及び JECFA で用いられる用語の統一に関する作業部会の報告
9.	キャリアに関する討議文書
10.	加工助剤一覧：更新リスト
11.	香料に関する討議文書

12.	活性塩素使用の包括的評価に関する FAO/WHO 合同専門家会合の所掌範囲についての討議資料
13.	食品添加物の同一性及び純度に関する規格
	第 63 回 JECFA において設定された食品添加物の同一性及び純度に関する規格
	規格に関する特別作業部会の報告
汚 染 物 質	
14.	コーデックス規格における汚染物質の最大基準値の承認・改正
15.	食品中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格(GSCTF)の検討
(a)	汚染物質及び毒素に関する特別作業部会の報告
(b)	GSCTF の採択済み基準値リスト (Schedule I)
(c)	GSCTF の改正原案 (ステップ 4)
16.	食品及び飼料中のカビ毒
(a)	乾果のアフラトキシン汚染の防止及び低減のための行動規範案 (ステップ 7)
(b)	未加工及び加工アーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオにおけるアフラトキシンの最大基準値原案 (ステップ 4)
(c)	アーモンド、ブラジルナッツ、ヘーゼルナッツ、ピスタチオのアフラトキシン汚染の分析のためのサンプリングプラン原案 (ステップ 4)
(d)	ブラジルナッツ中のアフラトキシン汚染に関する討議資料
(e)	穀物中のデオキシバレノール(DON)汚染
(f)	ソルガムのカビ毒汚染
17.	食品中の産業及び環境汚染物質
(a)	魚中の鉛の最大基準値案 (ステップ 7)
	国際貿易における主な魚類種の暫定リスト (異なる魚類種における鉛の最大基準値を含む)
(b)	スズの最大基準値原案 (ステップ 4)
(c)	缶詰食品中の無機スズ汚染防止と低減のための製造規範案 (ステップ 7)
(d)	カドミウムの最大基準値案 (ステップ 7 及び 4)
(e)	食品中のダイオキシン類及びダイオキシン類似 PCB 低減のための汚染源対策に係る行動規範原案 (ステップ 4)
(f)	植物たんぱく質酸加水分解物及びその製品の 3-クロロプロパンジオール

(i)	最大基準値案
(ii)	クロロプロパノールに関する討議資料
(g)	アクリルアミドに関する討議資料
(h)	PAH（多環芳香族炭化水素）汚染に関する討議資料
(i)	魚類中のメチル水銀のガイドライン値に関する討議資料
(j)	国際貿易において使用される食品中の放射性核種のガイドライン値改正案（ステップ7）
18.	JECFA による評価への食品添加物、汚染物質及び自然毒の優先評価リスト
	優先評価リストに関する作業部会の報告
19.	その他及び今後の作業
20.	次回部会の開催日時及び開催場所
21.	報告書案の採択

※ 標記会合に先立ち、2005 年 4 月 21 日（木）に「食品添加物のコーデックス一般規格（GSFA）の作業原則に関する作業部会」、22 日（金）に「GSFA に関する特別作業部会」、23 日（土）「規格に関する特別作業部会」及び「コーデックス及び JECFA で用いられる用語の統一に関する作業部会」及び 24 日（日）には「食品中の汚染物質及び毒素に関する特別作業部会」が開催された。

第 37 回食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）会議概要 【食品添加物関連】

1. 開催日及び場所

平成 17 年 4 月 25 日（月）～4 月 29 日（金）

ハーグ（オランダ）

2. 参加国及び国際機関

61 加盟国、1 加盟機関及び 40 国際機関

3. 我が国からの出席者

厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 課長	中垣 俊郎
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 課長	山田 友紀子
内閣府食品安全委員会事務局評価課 係長	渥美 彩
国税庁課税部鑑定企画官補佐	三宅 優
国税庁課税部鑑定企画官付 国税実査官	大江 吉彦
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 課長補佐	鷺見 学
厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課 係員	坂西 義史
農林水産省消費・安全局総務課 食品安全危機管理官	朝倉 健司
農林水産省消費・安全局農産安全管理課 課長補佐	瀬川 雅裕
農林水産省消費・安全局消費・安全政策課 調査分析係長	宮田 理恵子
環境省環境管理局水環境部土壌環境課 課長補佐	東條 純士
独立行政法人酒類総合研究所酒類理化学研究室 主任研究員	橋口 知一
独立行政法人食品総合研究所企画調整部研究企画科 研究員	小林 秀誉
（社）環境情報科学センター 研究調査室主任研究員	間正 理恵
（社）日本食品衛生協会	井上 健夫
（社）日本食品衛生協会	岡村 弘之
（社）日本食品衛生協会	長野 健一
（社）日本食品衛生協会	平川 忠

※以下は、主要な議題のみを抜粋

議題 6a コーデックス食品添加物一般基準(GSFA)の前文等の改正

1995 年にとりまとめられた、コーデックス食品添加物一般基準（the Codex General Standard for Food Additives、以下 GSFA と記す。）は、個々の食品添加物の使用基準（対象食品とその使用量の基準）を収載している。しかし、GSFA に収載されている添加物の品目、その使用基準が、コーデックス個別食品規格（Codex Commodity Standards、以下 CS と記す。）に収載されているそれらと大きく乖離していることから、GSFA と CS の整合化を図ること等を目的として、GSFA の前文、コーデックス手続きマニュアル（the Codex

Procedural Manual)、食品添加物使用の一般原則 (the General Principles for the Use of Food Additives : CAC/MISC 1-1972) の改正を検討してきた。

前回のコーデックス食品添加物・汚染物質部会 (以下、CCFAC と記す。) での合意に基づき、中国を議長国とする作業部会が CCFAC に先立ち開催され、この作業部会の報告に基づいて審議された。結果については以下の通り。

—食品添加物使用の一般原則については、その主な内容が GSFA 前文の改訂案文中に含まれていること、策定後 30 年以上経っており、古く現状にそぐわないことから、これを廃止することをコーデックス総会 (以下、CAC と記す) に勧告することを合意した。

—GSFA の前文の改訂案については、字句の修正、文章の構成の変更の他、JECFA が食品添加物の ADI のステータス (暫定 ADI 等) を変更した場合の食品添加物使用基準の扱い等について記述し、これを承認しステップ 5 として CAC に送付することとした。

—作業部会から提案された「現在用いられている、食品添加物の GSFA への編入手順図」について検討し、改訂して、前述の GSFA の前文の改訂案に添付することとした。

また、作業部会において、CS 中の食品添加物使用基準は GSFA に取り込まれるべきことで合意に至ったが、GSFA 前文のセクション 1.2 「食品添加物を使用してよい食品」に記述される、その取り込む方法については合意に至らなかったことが、部会において報告された。

今後、中国を議長国とする電子作業部会を設置し、CS 及び GSFA 中の食品添加物使用基準の関係を分析すること、CS 中の食品添加物使用基準を GSFA に取り込むための方法を特定し提案すること等について検討することとした。また、次回の CCFAC の前に GSFA 一般原則に関する作業部会を中国を議長国として再設置することとした。

議題 6c GSFA における食品添加物使用基準の検討

前回の CCFAC において、昨年の報告書の付表にある GSFA 中の食品添加物使用基準について、米国を中心とする電子作業部会において、最大使用基準値案をまとめることとなっていた。今回、その報告について、部会に先立って開催された作業部会において検討された。作業部会の報告を基に部会において議論が行われ、食品添加物使用基準案について、下記のように分類し、それぞれ付表にまとめて、情報の収集もしくは CAC への提案をおこなうことが合意された。

- (1) 次回部会に向けてさらに情報を要請するもの。ただし、次回会合までに情報が提供されない場合には、作業を中止することとされた。
- (2) ステップ 5 または、ステップ 5 / 8 として CAC での採択を要請するもの。
- (3) 採択されていたが破棄し、GSFA から除くことを CAC に要請するもの。
- (4) 検討を中止することを CAC に報告するもの。

- (5) 同じ食品分類中においてステップ3と6で二重に検討されている食品添加物について、ステップ6のものをリスト化し、検討を中止することをCACに報告するもの。

我が国は、我が国における食品添加物の使用基準、使用実態を踏まえて、BHA、BHT、銅クロロフィルに関する食品添加物使用基準案について(1)の付表に加えるよう、また、次回CCFACまでに使用に係る情報の提供を行う旨発言し、認められた。

今後、GSFAに係る特別電子作業部会を米国を議長国として再設置し、食品添加物の最大基準値案について次回CCFACに報告を提出することとした。

議題 11 香料に関する討議文書

前回CCFACでの合意に基づき、米国を議長国とする作業部会が、香料物質をコーデックスシステムに組み込むための選択肢を検討する討議文書を提出した。

CCFACでは、選択肢4で提案されていた、GSFAの前文で記述されている食品添加物使用の一般原則と同様に、食品中の香料物質及び天然香料複合物の安全な使用条件を確立するため、JECFAによって完了された評価を参照した「香料物質及び天然香料複合物の使用に関するコーデックス指針」を策定する新規作業を開始することについて、多くの国から支持の発言があり、合意された。

我が国からも、香料に関する作業の必要性とその実施可能性を考慮して、選択肢4を支持する発言を行った。

CCFACは、今後、コーデックスで使用される「フレーバー」に関連した様々な用語と定義を考慮しつつ、指針策定に関する討議文書を作成するために、米国を議長国とする電子作業部会を設立することとした。

(参考) 今後の対応

議題 6a コーデックス食品添加物一般基準の前文等の改正

GSFA は、食品添加物の使用基準を集約するものであるから、食品衛生上の問題がない限りにおいて、我が国をはじめ多くの国々における使用基準を包含したものになるべきである。そのため、CS における食品添加物使用基準が我が国の使用基準・使用実態に合致していないものもあることを踏まえ、CS の使用基準を GSFA に取り込む方法の検討については、必要に応じ意見の表明を行う等、今後とも適切に対応してまいりたい。

議題 6c GSFA 中の食品添加物使用基準の検討

我が国における使用基準、使用実態を踏まえ、GSFA に適切に食品添加物使用基準が盛り込まれるように、情報の収集と提供に努めてまいりたい。

議題 11 香料に関する討議文書

食品中の香料物質及び天然香料複合物の安全な使用条件について適切な指針を策定することは、我が国の食品衛生上有益であるため、その策定にあたっては、使用実態に係る情報提供や、安全性に関する資料の提供など、適切に協力してまいりたい。

第 37 回 Codex 食品添加物・汚染物質部会（CCFAC）の概要

【 汚染物質関連 】

◎食品中の汚染物質及び毒素に関するコーデックス一般規格（GSCTF）

- 15(b). 食品中の汚染物質及び毒素に関する一般原則の採択済み基準値リスト（Schedule I）

Schedule I を GSCTF に導入すること、残留農薬部会で検討している食品分類システムの完成を待って Schedule II（食品分類別の採択済み基準値リスト）を GSCTF に導入すること、及び検討中の基準値も含めたリストを作業文書として我が国とオランダが次回部会までに作成することを決定した。

- 15(c). 食品中の汚染物質及び毒素に関する一般原則（GSCTF）の改訂

我が国が作業文書を作成した上記改訂原案について、我が国の提案通りステップ 5/8（ステップ 6 及び 7 の省略）で最終採択するよう総会に勧告することとなった。

◎食品中のかび毒、汚染物質の汚染防止及び低減等に関する行動規範

- 16(a). 乾果のアフラトキシン汚染の防止及び低減のための行動規範案

ステップ 8 で最終採択するよう総会に勧告することに同意した。また、採集によるブラジルナッツに特異的な局面をカバーする付則をブラジルを中心とした作業部会で作成することを決定し、第 28 回総会に新規作業としての承認を求めることとなった。

- 17(c). 缶詰食品中の無機スズ汚染の防止と低減のための製造規範案

上記製造規範案の文面を修正後、ステップ 8 で最終採択するよう総会に勧告することとなった。

- 17(e). 食品中のダイオキシン類及びダイオキシン類似 PCB 低減のための汚染源対策に係わる行動規範原案

行動規範のタイトルを「食品及び飼料のダイオキシン及びダイオキシン類似 PCB 汚染の防止と低減のための行動規範」とし、ステップ 2 に戻して、E-mail による作業部会（わが国も参加）が原案を以下の合意に従って改訂することを決定した：(1) 現行の構造を維持、(2) 汚染源と汚染源対策についての情報は残すが、POPs Convention に関する記載は除去、(3) 基準値設定に関する記述を除去、(4) 科学的証拠がある措置のみを記述し、正当化できない措置

は除去、(5) 用語集の作成、(6) 動物飼養に関して「コーデックス適正動物飼養規範」について記載、(7) 分析が高価であることを考慮して、ダイオキシン濃度を監視する必要について記載する。

17(f). 植物たんぱく質酸加水分解物とそれを含む食品の製造におけるクロロプロパノール類低減のための製造規範

クロロプロパノール類低減のために酸加水分解植物タンパクとそれを含む食品の製造において管理すべき要因をカバーする行動規範案を策定することに合意した。

◎食品中のかび毒、汚染物質の最大基準値

16(b). 未加工及び加工されたアーモンド、ヘーゼルナッツ、ピスタチオの総アフラトキシン最大基準値原案

未加工アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオの総アフラトキシンの基準値については、原案 15 µg/kg をステップ 5 で予備採択するよう総会に勧告することとなった。また、加工アーモンド、ヘーゼルナッツ及びピスタチオのアフラトキシン最大基準値については合意が得られなかったことから、基準値原案 15 µg/kg をステップ 3 に戻し、コメントを求めるとともに、作業部会（我が国も参加）が基準値原案を検討することに決定した。

17(a). 魚中の鉛の最大基準値案

長年基準値や適用魚種のリストについて長年検討してきたが、進展が見られないため、(1) 適用魚種のリストは作成しない、(2) 第 53 回 JECFA の評価や WHO の収集した魚類中の鉛濃度データなどを考慮し、0.2-0.5 mg/kg という範囲の基準値案をすべての魚種に適用することを検討する、(3) E-mail による作業部会（わが国も参加）が、基準値策定に必要な情報を収集して次回までに討議資料を作成することを決定した。従って、現行基準値案 0.2 mg/kg をステップ 7 に留め、次回基準値を決定することに合意した。

17(b). スズの最大基準値原案

第 64 回 JECFA が、缶詰液体食品では 150 mg/kg、缶詰固体食品では 250 mg/kg を超える濃度のスズが含まれていると、消化器に炎症を起こす人がいる可能性がある、という評価をしたことから、現行基準値案からこのレベルに変更することを支持する国が多かった。EC はさらに低いレベルを要求したが、温度、湿度が高い国では低い基準値を達成するためには製品の寿命を短くせざるを得ないので、高い基準値が必要であるとの意見が出された。結局、合意

が得られなかったため、修正基準値案（缶詰液体食品 150 mg/kg、缶詰固体食品 250 mg/kg）をステップ 3 に戻して、コメントを求めることを決定した。

17(d). カドミウムの最大基準値案

①：小麦、馬鈴薯、根菜類、葉菜類、その他の野菜

小麦：0.2mg/kg

馬鈴薯：剥皮したもの：0.1mg/kg

根菜類：セロリアックと馬鈴薯を除く：0.1mg/kg

葉菜類：0.2mg/kg

その他の野菜：食用キノコ、トマトを除く：0.05mg/kg

上記基準値案をステップ 8 で最終採択するよう総会に勧告することとなった。

②：精米、軟体動物

軟体動物については、カキとホタテを除く海産二枚貝及び頭足類（内蔵を除いたもの）について 1.0mg/kg の基準値をステップ 5 で予備採択するよう総会に勧告することに合意した。

精米については、EC が子供への曝露を問題視し、0.2 mg/kg の基準値を主張したが、我が国から①第 64 回 JECFA が最大基準値を 0.2mg/kg にした場合と **0.4mg/kg** にした場合で健康上のリスクの観点からほとんど差がないと結論したこと、②CCFAC に適用するリスク分析の原則に規定されており JECFA の評価を基に基準値を決定すべきこと、などから現行の基準値（0.4mg/kg）を維持するよう主張し、多くの国の支持を得たことから、0.4mg/kg の基準値をステップ 5 で予備採択するよう総会に勧告することに合意した。

17(f). 植物たんぱく質酸加水分解物（酸-HVP）及び酸-HVP を含む食品中の 3-クロロプロパンジオール（3-MCPD）

醤油と酸-HVP を含む食品が 3-MCPD の主要な摂取源であることから、第 27 回総会は酸加水分解植物タンパク及びそれを含む食品の基準値策定の開始を承認した。

醤油の種類や製法によって 3-MCPD の含量が大きく異なることから、0.02 mg/kg から 1 mg/kg までの広い範囲の基準値が提案されたが、酸加水分解植物タンパクを含む液体調味料（醸造醤油を除く）中 0.4 mg/kg を原案としてステップ 3 でコメントを求めることを決定した。また、すべての摂取源からの 3-MCPD の暴露評価を JECFA に依頼することを決定した。

**17(j). 国際貿易において使用される食品中の放射性核種のガイドラインレベル
改正案**

ガイドラインレベルは、ステップ7で討議されていたが、欧州連合の激しい反対により、ステップ2に戻し、作業部会が以下を考慮して改訂することに決定した。

— スコープを改訂し、ガイドラインは事故後の状態のみに適用され、通常のモニタリングの目的には適用されないことを明確化する。

— 放射性核種は乳児への影響が特に大きいので、一般の食品と乳児用食品それぞれに、別のガイドラインレベルを設定する。

◎食品中のかび毒、汚染物質に関する討議資料

16(d). ブラジルナッツ中のアフラトキシン汚染

ブラジルナッツのアフラトキシン汚染に関する討議資料を、ブラジルを中心とする作業部会が新しいデータを考慮に入れて改訂することを決定した。

16(e). 穀物中のデオキシニバレノール (DON) 汚染

穀類及びその加工品について、新しいデータが作成され、また作成されつつあるので、このようなデータをもとに暴露評価するよう JECFA に依頼することを決定した。その際、加工食品及び加工の DON 濃度への影響を考慮に入れることが重要であることを確認したため、E-mail によるアメリカを中心とした作業部会(わが国も参加)を設置し、JECFA に DON 濃度、加工影響データを含む関連情報を提供するための討議資料を作成することを決定した。

16(f). ソルガムのカビ毒汚染

データを提供したのが我が国だけであり、すでに採択された「穀類のマイコトキシン汚染の防止と低減のための行動規範—Ochratoxin A、Zearalenone、Fumonisin 及び Trichothecenes に関する付則を含む」が、ソルガムのマイコトキシン汚染の防止にも適用できることから、本作業を中止することを決定した。

17(f). クロロプロパノール

醤油や酸-HVP を含む食品以外からも 3-MCPD が検出されることから、どのような食品に基準値を設定する必要があるのかを決定するために、作業部会(わが国も参加)が情報を収集し、討議資料を次回までに作成することを決定した。

17(g). アクリルアミド

第 64 回 JECFA は、多量摂取者においては、推定摂取量と毒性の指標値の比が小さいことから健康への悪影響がある可能性があることを示唆し、食品中のアクリルアミド含量の低減を図るべきであると勧告した。

これを受けて、作業部会（わが国も参加）が、各国の低減計画、食品加工事業者・外食産業・消費者の役割、アクリルアミド低減のための行動規範の骨格などを含めて改訂討議資料を次回までに作成することを決定した。

17(h). 多環芳香族炭化水素類（PAH）汚染

第 64 回 JECFA は、多量摂取者においては、推定摂取量と毒性の指標値の比が大きいことから、健康への懸念は小さいものの、食品を直接炎に接触させないことや上火で調理することなど、乾燥や燻蒸の際の PAH 生成を低減させる措置をとるべきと勧告した。

これを受けて、作業部会（わが国も参加）が、PAH 低減のための製造規範の骨格（特に高濃度の PAH が生成する製法に対する低減措置）を含む改訂討議資料を次回までに作成することを決定した。

17(i). 魚類中のメチル水銀

本部会で、以下の事項について合意された。

ー魚類・水産食品部会に対し、ガイドラインを改訂するには、リスクとベネフィットなど、魚食に関するすべての要因を包括的に CCFAC が検討する必要があると回答する。

ー魚中のメチル水銀の現行ガイドラインを維持する。ただし、規制のためにはスクリーニングとして総水銀を定量し、メチル水銀は基準値を超えているかどうかの確認のため分析すればよいこと。

ーメチル水銀の分析法、魚食のリスクとベネフィットに関する専門家会議の委託事項、JECFA への依頼事項などを含む改訂討議資料を作業部会（わが国も参加）が次回までに作成することを決定した。

また、上記改訂資料の JECFA への依頼事項に関し、JECFA 事務局より、現在の PTWI が対象としている最も影響を受けやすい集団を明確にする際に、胎児を対象として策定した現在の PTWI がそれ以外の集団（例えば成人）にも適用できるかどうかや、異なる PTWI を決定することもメチル水銀固有のケースとして検討する必要があるかもしれないと説明された。一次回 CCFAC の前後に、リスクコミュニケーション計画に関するワークショップを開催する。議長が事務作業を、欧州連合とアメリカがプログラムを担当する。